

2019年1月15日

## 学童保育関係者の皆様

全国学童保育連絡協議会  
会長 木田保男

# 子どもの命と安全を守る！ 100万人の思い！ 学童保育の国会請願署名にご協力をお願いします

厳しい寒さが続く今日この頃、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

私たち全国学童保育連絡協議会は、平成30年度に「地方分権の議論の場」で議論され、12月25日に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下、「対応方針」）について、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するという観点から、学童保育の質の低下、市町村格差の拡大を危惧し、「従うべき基準」の堅持を強く求めています。児童福祉法の改定が議論される2019年の通常国会に向けて、ふたつの請願署名に取り組みます。

ぜひ、趣旨をご理解いただき、請願署名にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

学童保育の保護者と指導員は、子どもたちによりよい「生活の場」を保障するために必要な要望を自治体に届け、そして、自治体もそれに応えるなかで、50年以上にわたって地域の子どものたちの生活を守ってきました。ようやく1997年に法制化し、2015年の「子ども・子育て支援新制度」の施行にあわせて、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）および「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。児童福祉法では、資格と職員配置基準の2点が「従うべき基準」として定められています。しかし、それ以外の「参酌すべき基準」は自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があるのが現状です。このたびの「対応方針」では、「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するという「省令基準」策定時の趣旨と逆行するような方向で、児童福祉法が改定されることになりました。

「放課後児童支援員」という有資格者を原則2名以上配置することは、全国どの地域であっても子どもの生活を保障するために欠かせないものです。だからこそ、市町村が最低基準となる条例を定める際の「従うべき基準」として、児童福祉法に位置づけられたのです。これが「参酌すべき基準」に引き下げられてしまえば、自治体の考え次第で、子どもたちと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」をまったく配置しないことも起こり得ます。ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちを保育することも起こり得ます。これでは、子どもたちに安全で安心できる「毎日の生活の場」を保障することはできません。

全国学童保育連絡協議会は児童福祉法の改定が議論される2019年の通常国会に向けて、ふたつの請願署名に取り組みます。

◆請願署名（1）「学童保育の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置」

請願署名（2）「学童保育を拡充し、子育て支援の充実」

◆第1次集約は2019年1月31日、最終集約日は2019年5月31日の予定です

◆署名用紙は、全国学童保育連絡協議会のホームページにPDFを掲載しました

◆可能なかぎり、地域や所属の団体等でとりまとめていただき、地域の連絡協議会へお届けください。  
各自でとりまとめていただき、全国学童保育連絡協議会にお送りくださることも可能です。

◆お問い合わせ先 全国学童保育連絡協議会（担当：佐藤・千葉）

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765 Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp